平成２７年（フ）第２６４９号
東京都世田谷区粕谷１丁目15―２
債務者　諏佐　　浩
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６５７号
東京都江戸川区上篠崎１丁目15―２―202
債務者　幸地　恒裕
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６８０号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1165―13　ドミオークⅡ102
債務者　庄司　　翼
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６８２号
東京都杉並区和田３丁目42―13　皆川荘２Ｆ２
債務者　佐藤　純二
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６８３号
東京都世田谷区成城２丁目32―20―603
債務者　木村　邦夫
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６８９号
千葉県松戸市松戸新田579―８―402
債務者　新垣　準治
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６９２号
東京都板橋区泉町38―16　パムファミリー板橋泉町Ｇ棟101
債務者　脇坂　　満
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６９３号
埼玉県三郷市東町260　サンユーハイツＡ―103
債務者　林　　嗣人
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６９６号
東京都台東区清川２丁目36―11―604
債務者　大山　ゆみ
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６９８号
千葉県松戸市新松戸３丁目296　サンライトパストラル壱番街Ｃ―602
債務者　居福　雅行
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７００号
神奈川県横浜市港北区篠原東２丁目11―14
債務者　戸村　久豊
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７０３号
東京都江戸川区東葛西９丁目５―17―207
債務者　伊集院正嗣
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７０４号
千葉県八千代市大学町３丁目10―28
債務者　武田　里奈（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７０６号
東京都荒川区東日暮里１丁目17―21―810
債務者　横山　　徹
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７０７号
東京都足立区梅田７丁目10―９―401
債務者　諸藤　美加
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部